

「自動車の運転者の休憩のための適切な規模の休憩所」に関する取扱基準

（適用の範囲）

第1 この基準は、次の各号のいずれかに該当する休憩所に適用する。

- (1) ドライブインレストラン（主として客に酒類を飲食させる飲食店及び遊興飲食させる飲食店（料亭、待合、大衆酒場、居酒屋、ダイニングバー、ビヤホール、バー、スナックバー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店）を除く。）
- (2) 5㎡以上の休憩コーナーを設置したコンビニエンスストア

（本取扱基準の道路）

第2 本基準の適用に係る道路は、主として自動車交通の用に供せられる道路であり、国道及び府道（高速自動車道及び自動車専用道路を含む。以下「国道等」という。）並びに次の各号いずれにも該当する市道とする。

- (1) 国道等と国道等又は市街化区域と市街化区域を結ぶ市道
- (2) 幅員が16m以上である市道

（予定建築物の敷地）

第3 申請に係る建築物（以下「予定建築物」という。）の敷地は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 敷地面積は、500㎡以上3,000㎡未満とすること。
- (2) 敷地外周の長さの1/10以上が第2の道路に接すること。

（予定建築物の規模等）

第4 予定建築物の規模等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 予定建築物がドライブインレストランの場合は、客席数を100席以下とすること。
- (2) 予定建築物がコンビニエンスストアの場合は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 売場面積（商品を販売するために実際に使用している部分（商品陳列スペース、レジコーナー等）に供する面積の合計とし、休憩コーナーの面積を含まない。）は250㎡未満とすること
 - イ 倉庫等の面積（倉庫、事務室、トイレ、階段及びエレベーター等に供する面積の合計とし、休憩コーナーの面積を含まない。）は、売場面積の4/10以下とすること

（駐車場）

第5 駐車場は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 駐車台数は、予定建築物の用途により、次に掲げる数値の台数を確保すること。

ア ドライブインレストラン	10又は客席数を2で除して得られる数値（小数点以下切り上げ）の大きい方の数値以上、かつ、50以下
イ コンビニエンスストア	10（休憩コーナーが10㎡以下である場合は10台以上とする。また、休憩コーナーが10㎡を超える場合は、休憩コーナーの面積から10㎡を減し、小数点以下を切り上げし、整数とした数値に10を加えた数値とする。）
- (2) 駐車場は自走式駐車場とし、駐車すの大きさは長さ5.0m以上、幅2.3m以上とすること。
- (3) 道路から直接駐車できない形態とすること。

(緑化)

第6 申請に係る土地のうち、第2の道路に接する部分に幅1m以上の植樹帯を設置し、緑化すること。

附則（施行期日）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則（施行期日）

この基準は、平成25年11月29日から施行する。

附則（施行期日）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附則（施行期日）

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

【運用基準】

- ・ドライブインレストラン又はコンビニエンスストア（以下「ドライブインレストラン等」という。）の敷地は、「道路」に接し、かつ、車両が直接出入できなければならない。
- ・ドライブインレストラン等の敷地への主たる出入口を設ける道路を「取扱基準第2の道路」とし、同基準第3(2)を適用する。
- ・一つの開発区域に対して、一つの敷地を原則とする。二つ以上の敷地とする場合、第3の敷地面積を開発面積と読替えて、本取扱基準を適用する。

附則（施行期日）

この基準は、令和8年4月1日から施行する。